

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div data-bbox="152 363 1003 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の4（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）] 69の4-1～69の4-7 （省略） <u>69の4-7の2 要介護認定等の判定時期</u> <u>69の4-7の3 建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物</u> 69の4-8～69の4-9 （省略） 69の4-10 選択特例対象宅地等のうちに貸付事業用宅地等がある場合の限度面積要件</p> <p>69の4-11～69の4-20 （省略） 69の4-21 被相続人の居住用家屋に居住していた親族の範囲 69の4-22～69の4-39 （省略）</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条の4（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）] 69の4-1～69の4-7 （同左） (新設) (新設) 69の4-8～69の4-9 （同左） 69の4-10 選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等 がある場合の限度面積要件 69の4-11～69の4-20 （同左） 69の4-21 被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲 69の4-22～69の4-39 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-7 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4-8までにおいて「居住用宅地等」という。)とは、<u>次に掲げる宅地等をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>相続の開始の直前において、被相続人等の居住の用に供されていた家屋で、被相続人が所有していたもの(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が居住の用に供していたものである場合には、当該親族が被相続人から無償で借り受けていたものに限る。)</u>又は<u>被相続人の親族が所有していたもの(当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、被相続人等が当該家屋を当該親族から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。)</u>の敷地の用に供されていた宅地等</p> <p>(2) <u>措置法令第40条の2第2項に定める事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前まで、被相続人の居住の用に供されていた家屋で、被相続人が所有していたもの又は被相続人の親族が所有していたもの(当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、被相続人が当該家屋を当該親族から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。)</u>の敷地の用に供されていた宅地等(被相続人の居住の用に供されなくなった後、措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は新たに被相続人等以外の者の居住の用に供された宅地等を除く。)</p> <p>(注) <u>上記(1)及び(2)の宅地等のうちに被相続人等の居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の居住の用に供されていた部分に限られるのであるが、当該居住の用に供されていた部分が、被相続人の居住の用に供されていた1棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物を除く。)に係るものである場合には、当該1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人の親族の居住の用に供されていた部分が含まれることに留意する。</u></p> <p>(要介護認定等の判定時期)</p> <p>69の4-7の2 <u>被相続人が、措置法令第40条の2第2項第1号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第2号に規定する障害支援区分(平成26年3月31日までの間にあつては障害程度区分)の認定を受けていたかどうかは、当該被相続人が、当該被相続人の相続の開始の直前において当該認定を受けていたかにより判定するのであるから留意する。</u></p>	<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-7 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4-8までにおいて「居住用宅地等」という。)とは、<u>被相続人等の居住の用に供されていた家屋で、被相続人が所有していたもの(被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が居住の用に供していたものである場合には、当該親族が被相続人から無償で借り受けていたものに限る。)</u>又は<u>被相続人の親族が所有していたもの(当該家屋を所有していた被相続人の親族が当該家屋の敷地を被相続人から無償で借り受けており、かつ、被相続人等が当該家屋を当該親族から借り受けていた場合には、無償で借り受けていたときにおける当該家屋に限る。)</u>の敷地の用に供されていた宅地等をいうものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物)</u></p> <p>69の4-7の3 措置法令第40条の2第4項及び第10項に規定する「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」とは、<u>区分所有建物である旨の登記がされている建物をいうことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>上記の区分所有建物とは、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成7年3月24日法律第43号)第2条に規定する区分所有建物をいうことに留意する。</u></p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p>69の4-9 措置法第69条の4第1項の規定の適用がある店舗兼住宅等の敷地の用に供されていた宅地等で相続の開始の年の前年以前に被相続人からのその持分の贈与につき相続税法第21条の6第1項((贈与税の配偶者控除))の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けたもの(昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」(以下「相続税法基本通達」という。))21の6-3((店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の居住用部分の判定))のただし書の取扱いを適用して贈与税の申告があったものに限る。)又は相続の開始の年に被相続人からのその持分の贈与につき相続税法第19条第2項第2号の規定により特定贈与財産に該当することとなったもの(相続税法基本通達19-10((店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定))の後段の取扱いを適用して相続税の申告があったものに限る。)であっても、措置法令第40条の2第4項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する被相続人等の居住の用に供されていた部分の判定は、当該相続の開始の直前における現況によって行うのであるから留意する。</p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに<u>貸付事業用宅地等</u>がある場合の限度面積要件)</p> <p>69の4-10 措置法第69条の4第2項第3号の要件に該当する場合を算式で示せば、次のとおりである。</p> $A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C \leq 200 \text{ m}^2$	<p><u>(新設)</u></p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p>69の4-9 措置法第69条の4第1項の規定の適用がある店舗兼住宅等の敷地の用に供されていた宅地等で相続の開始の年の前年以前に被相続人からのその持分の贈与につき相続税法第21条の6第1項((贈与税の配偶者控除))の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けたもの(昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」(以下「相続税法基本通達」という。))21の6-3((店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の居住用部分の判定))のただし書の取扱いを適用して贈与税の申告があったものに限る。)又は相続の開始の年に被相続人からのその持分の贈与につき相続税法第19条第2項第2号の規定により特定贈与財産に該当することとなったもの(相続税法基本通達19-10((店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定))の後段の取扱いを適用して相続税の申告があったものに限る。)であっても、措置法令第40条の2第2項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する被相続人等の居住の用に供されていた部分の判定は、当該相続の開始の直前における現況によって行うのであるから留意する。</p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに<u>特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等</u>がある場合の限度面積要件)</p> <p>69の4-10 措置法第69条の4第2項第4号の要件に該当する場合を算式で示せば、次のとおりである。</p> $A + B \times \frac{5}{3} + C \times 2 \leq 400 \text{ m}^2$

改正後	改正前
<p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する選択特例対象宅地等（以下 69 の 4 - 11 までにおいて「選択特例対象宅地等」という。）である同条第 2 項第 1 号に規定する特定事業用等宅地等の面積の合計</p> <p>Bは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第 3 項第 2 号に規定する特定居住用宅地等の面積の合計</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第 3 項第 4 号に規定する貸付事業用宅地等の面積の合計</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69 の 4 - 13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わずすべて措置法第 69 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定する不動産貸付業又は措置法令第 40 条の 2 第 6 項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(被相続人の居住用家屋に居住していた親族の範囲)</p> <p>69 の 4 - 21 措置法第 69 条の 4 第 3 項第 2 号ロに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族とは、<u>当該被相続人に係る相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいうのであるから留意する。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が 1 棟の建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下 69 の 4 - 21 において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるものの独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいうものとする。</u></p>	<p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する選択特例対象宅地等（以下 69 の 4 - 11 までにおいて「選択特例対象宅地等」という。）である同条第 2 項第 1 号に規定する特定事業用等宅地等の面積の合計</p> <p>Bは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第 3 項第 2 号に規定する特定居住用宅地等の面積の合計</p> <p>Cは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第 3 項第 4 号に規定する貸付事業用宅地等の面積の合計</p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p>69 の 4 - 13 被相続人等の不動産貸付業、駐車場業又は自転車駐車場業については、その規模、設備の状況及び営業形態等を問わずすべて措置法第 69 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 4 号に規定する不動産貸付業又は措置法令第 40 条の 2 第 4 項に規定する駐車場業若しくは自転車駐車場業に当たるのであるから留意する。</p> <p>(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲)</p> <p>69 の 4 - 21 措置法第 69 条の 4 第 3 項第 2 号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者とは、<u>当該被相続人に係る相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいうのであるから留意する。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下 69 の 4 - 21 において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下 69 の 4 - 21 において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいうものとする。</u></p> <p><u>なお、同号イに規定する親族で、被相続人の居住に係る共同住宅(その全部を被相続人又は被相続人の親族が所有するものに限る。)の独立部分のうち被相続人が当該相続の開始の直前において居住の用に供していた独立部分以外の独立部分に居住していた者がいる場合(当該被相続人の配偶者又は当該被相続人が居住の用に供していた独立部分と共に起居していた当該被相続人の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 5 編</u></p>

改正後	改正前
<p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-23 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等のうち同号に規定する法人（同号に規定する申告期限において清算中の法人を除く。以下69の4-24までにおいて同じ。）の事業の用に供されていたものをいうものとする。</p> <p>(1) 当該法人に貸し付けられていた宅地等（当該貸付けが同条第1項に規定する事業に該当する場合に限る。）</p> <p>(2) 当該法人の事業の用に供されていた建物等で、被相続人が所有していたもの又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が所有していたもの（当該親族が当該建物等の敷地を被相続人から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）で、当該法人に貸し付けられていたもの（当該貸付けが同項に規定する事業に該当する場合に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業には、不動産貸付業その他措置法令第40条の2第6項に規定する駐車場、自転車駐車場及び準事業が含まれないことに留意する。</p>	<p><u>第2章に規定する相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）がいない場合に限る。）において、その者について同号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者に当たる者であるものとして申告があったときは、これを認めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 措置法第69条の4第3項第2号ロに規定する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族についても、上記に準じて取り扱う。</u></p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-23 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等のうち同号に規定する法人（同号に規定する申告期限において清算中の法人を除く。以下69の4-24までにおいて同じ。）の事業の用に供されていたものをいうものとする。</p> <p>(1) 当該法人に貸し付けられていた宅地等（当該貸付けが同条第1項に規定する事業に該当する場合に限る。）</p> <p>(2) 当該法人の事業の用に供されていた建物等で、被相続人が所有していたもの又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族が所有していたもの（当該親族が当該建物等の敷地を被相続人から無償で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）で、当該法人に貸し付けられていたもの（当該貸付けが同項に規定する事業に該当する場合に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業には、不動産貸付業その他措置法令第40条の2第4項に規定する駐車場、自転車駐車場及び準事業が含まれないことに留意する。</p>